

## 規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（次条第二項において「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合においても、同様とする。

第四条に次の一項を加える。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務又は通勤により生じたものでないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

一 実施機関の長の職及び氏名

二 被災職員の氏名

三 傷病名

四 災害発生日

五 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

第八条中「三十万五千元」を「三十一万五千元」に改める。

第十八条第一項第三号中「リハビリテーション」を「リハビリテーション」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十七条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とし、第二十五条の次に次の一条を加える。

（審査の申立ての教示）

第二十六条 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第二十二条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

様式第二号を次のように改める。

公務災害認定通知書  
通勤

年 月 日

.....様

（実施機関の職・氏名）

.....印

あなたは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年埼玉県条例第51号）の規定に基づき、下記の災害に対する補償を受けることができますので、通知します。

記

1 被災職員の氏名.....

2 認定番号.....

3 災害発生年月日.....年 月 日.....

4 傷病名.....

.....

教 示

この決定に不服がある場合には、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県公務災害補償等審査会に対して審査請求をすることができます。

## 補 償 の 内 容

### 1 あなたが被災職員である場合

#### (1) 療養補償

公務上の負傷又は疾病については、下の範囲で療養上相当と認められるものを療養補償として受けることができます。

ア 診 察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療

エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

カ 移 送

#### (2) 休業補償

公務上の負傷又は疾病の療養のため勤務することができない場合で給与を受けないときは、その期間、補償基礎額の  $\frac{60}{100}$  に相当する金額の休業補償を受けることができます。

#### (3) 傷病補償年金

公務上の負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6か月を経過した日以後において、条例に定められている程度の障害の状態が継続しているときは、その期間、その程度に応じて傷病補償年金を受けることができます。

なお、傷病補償年金を受ける場合には、休業補償を受けることができません。

#### (4) 障害補償

公務上の負傷又は疾病が治ったとき、条例に定められている程度の障害が残ったときは、その程度に応じて年金又は一時金の障害補償を受けることができます。

#### (5) 障害補償年金前払一時金

年金の障害補償を受けることができる場合は、申出により、障害の程度に応じた額の範囲で選択した障害補償年金前払一時金を受けることができます。

なお、障害補償年金前払一時金を受ける場合には、年金の支給は、一定期間停止されることとなります。

(6) 介護補償

傷病補償年金又は年金の障害補償を受けることができる場合で、規則で定める程度の障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、実際に介護を受けているときは、その期間（病院等に入院している期間を除く。）、介護補償を受けることができます。

2 あなたが被災職員以外の者である場合

(1) 遺族補償

あなたが公務上通勤により死亡した職員の遺族であつて、職員の死亡の当時、その収入によつて生計を維持しており、次の①から⑦までに該当する場合は年金の、その他の場合は一時金の遺族補償を受けることができます。ただし、職員の死亡の当時、条例で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、年齢に関係なく年金を受けることができます。

- ① 妻及び60歳以上の夫
- ② 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- ③ 60歳以上の父母
- ④ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- ⑤ 60歳以上の祖父母
- ⑥ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は60歳以上の兄弟姉妹
- ⑦ 55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母又は兄弟姉妹

遺族補償年金を受ける順位は、上記①から⑦までの番号のとおりであり、⑦に掲げる者にあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序となります。遺族補償年金は、上記の順序による最先順位者（遺族補償年金を受ける権利を有する者）に対して支給されます。ただし、⑦に掲げる者は、60歳に達するまでの間は、遺族補償年金の支給が停止されます。

なお、①、③、⑤及び⑥の「60歳以上」とある部分は、下の表の「職員の死亡した日」の欄の区分に応じて、(ア)の欄に掲げるとおりとなります。

また、⑦の「55歳以上60歳未満」とある部分は、下の表の「職員の死亡した日」の欄の区分に応じて、(イ)の欄に掲げるとおりとなり、(ウ)の欄に掲げる年齢に達するまでの間は、遺族補償年金の支給が停止されます。

職員の死亡した日	(ア)	(イ)	(ウ)
----------	-----	-----	-----

昭和61年9月30日まで	55歳以上		
昭和61年10月1日から 昭和62年9月30日まで	56歳以上	55歳	56歳
昭和62年10月1日から 昭和63年9月30日まで	57歳以上	55歳以上 57歳未満	57歳
昭和63年10月1日から 平成元年9月30日まで	56歳以上	55歳以上 58歳未満	58歳
平成元年10月1日から 平成2年9月30日まで	56歳以上	55歳以上 59歳未満	59歳

(2) 遺族補償年金前払一時金

あなたが、(1)により遺族補償年金を受ける権利を有する場合には、申出により、一定の額の範囲で選択した遺族補償年金前払一時金を受けることができます。

なお、遺族補償年金前払一時金を受ける場合には、遺族補償年金の支給は、一定期間停止されることとなります。

(3) 葬祭補償

あなたが<sup>公務上</sup><sub>通勤により</sub>死亡した職員の葬祭を行う者である場合は、通常葬祭に要する費用を考慮して条例施行規則で定める金額の葬祭補償を受けることができます。

(4) 障害補償年金差額一時金

あなたが障害補償年金の受給権者の遺族であつて、死亡した受給権者に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の合計額が、条例に定める障害の程度に応じた額に満たないときは、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を受けることができます。

(5) 未支給の補償

あなたが補償の受給権者の遺族であつて、死亡した受給権者に支給されるべき補償でまだ支給されなかつた分がある場合は、その未支給分の補償を受けることができます。

3 一部負担金

あなたが通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員である場合は、一部負担金を納付しなければなりません。

〔注意事項〕

- 1 あなたは、上記の事由に該当したときは、それぞれの事由に応ずる補償が受けられますので、速やかに請求書を提出してください。ただし、条例の規定により制限を受ける場合もありますので、被災職員の所属機関とよく連絡をとって、その指示を受けてください。
- 2 補償を受ける権利は、2年間（傷病補償年金、障害補償及び遺族補償については、5年間）行わないときは、時効によつて消滅します。
- 3 実施機関の行う補償の実施について不服がある場合には、条例施行規則に定める手続に従つて、埼玉県公務災害補償等審査会に対して審査請求をすることができます。
- 4 その他詳細については、被災職員の所属機関に問い合わせてください。

様式第二十八号中「□~~ヲ~~」を「□~~ニ~~」に改め、同様式の注意事項3中「~~ヲ~~」を「~~ニ~~」に改め、同様式の注意事項4中「~~ニ~~」を「~~ニ~~」に改める。

様式第二十九号中「□~~ヲ~~」を「□~~ニ~~」に改める。

様式第三十号中「□~~ヲ~~」を「□~~ニ~~」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 改正後の第八条の規定は、この規則の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 改正後の第十八条第一項各号の規定は、施行日以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、施行日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。

4 この規則による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。